

自転車活用推進計画策定業務委託特記仕様書

第1条 適用

本仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が実施する「自転車活用推進計画策定業務委託（道改・調査）」（以下「本業務」という。）に適用する。本特記仕様書に明示なき一般事項は「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）（令和7年10月1日）」に基づく。

第2条 業務名

自転車活用推進計画策定業務委託（道改・調査）

第3条 業務目的

現行の福島県自転車活用推進計画の計画期間が令和8年度で終了することから、国の第3次自転車活用推進計画及び関連する国・県計画との整合を図り、本県の自転車活用施策の方向性を示す次期福島県自転車活用推進計画を策定することを目的とする。

第4条 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

第5条 業務内容

受注者は次の業務を実施するものとする。

1 計画準備

福島県自転車活用推進計画を策定するにあたり、業務計画書を作成する。

2 上位計画及び関連計画の整理

次に掲げる計画等について内容を整理し、計画相互の関係及び本計画への反映事項を整理すること。

(1) 第3次自転車活用推進計画 (2) 福島県総合計画

(3) 福島県土木・建築総合計画 (4) 福島県交通安全計画

(5) 福島県環境基本計画 (6) その他関連計画

3 基礎資料収集及び現況整理

次の項目について最新の統計資料及び既存資料を収集し、現況を整理すること。

(1) 人口及び人口動態 (2) 自転車利用状況 (3) 通勤・通学状況

- (4) 公共交通利用状況 / (5) 自転車通行空間整備状況 /
- (6) 駐輪施設整備状況 / (7) 自転車関連交通事故発生状況 /
- (8) ヘルメット着用状況 / (9) 観光入込客数 /
- (10) 健康増進及び環境関連指標 /
- (11) サイクルツーリズム関連施設及び利用状況 /

その他、必要な項目については、受発注者協議の上、決定する。 /

4 現行計画の評価 /

現行計画に定める施策及び成果指標について進捗状況を整理し、達成状況を評価すること。 /

5 市町村調査 /

(1) 県内全59市町村を対象に調査を実施すること。 /

(2) 調査項目は次の事項を基本とする。 /

ア 自転車活用推進施策 / イ 自転車ネットワーク計画策定状況 /

ウ 自転車通行空間整備状況 / エ サイクルツーリズム施策 /

オ 課題及び要望事項 /

(3) 調査票の作成、配布、回収、集計及び分析を行うこと。 /

(4) 調査は電子データによる実施を基本とする。 /

6 関係機関へのアンケート及びヒアリング調査 /

次に掲げる機関等に対しアンケートまたはヒアリングを実施すること。 /

ヒアリング件数は2件程度とする。 /

(1) 交通安全関係団体 / (2) まちづくり関係団体 / (3) 観光関係団体 /

(4) サイクリング関係団体 / (5) スポーツ関係団体 / (6) 交通事業者 /

7 課題整理 /

現況整理、市町村調査及びヒアリング結果を踏まえ、計画改定に必要な課題を整理すること。 /

8 計画策定原案作成 /

発注者の指示及び会議等における意見を踏まえ、次の資料を作成すること。 /

(1) 計画素案 (2) 計画原案 (3) 計画最終案

9 成果指標整理

次期計画において設定する成果指標及び目標値の整理を行うこと。

10 パブリックコメント支援

(1) 公表資料作成 (2) 意見整理 (3) 対応案作成支援

11 計画書編集

計画書及び概要版について編集及び版下データ作成を行うこと。

第6条 打合せ協議

打合せ協議は次のとおり実施することとし、業務着手時及び完了時には主任技術者が出席する。

(1) 着手時 1回 (2) 中間時 1回 (3) 成果品納入時 1回

業務に関する打合せ記録は、打合せ後速やかに提出する。

第7条 成果品

受託者は次の成果品を提出すること。

- | | |
|---------------------|----|
| 1 福島県自転車活用推進計画（最終案） | 一式 |
| 2 福島県自転車活用推進計画概要版 | 一式 |
| 3 基礎資料整理報告書 | 一式 |
| 4 市町村調査結果報告書 | 一式 |
| 5 ヒアリング結果報告書 | 一式 |
| 6 現行計画評価報告書 | 一式 |
| 7 会議資料 | 一式 |
| 8 電子データ | 一式 |

電子データは次の形式により納品すること。

(1) Word 形式 (2) Excel 形式 (3) PowerPoint 形式 (4) PDF 形式

第8条 貸与資料

業務遂行上必要な資料を貸与するものとする。

受託者は貸与資料を適切に管理し、業務完了後速やかに返却すること。

第9条 積算基地

本業務における積算基地の取扱いは下記によるものとする。

(1) 本業務における積算基地は次の場所とする。

積算基地：福島市役所

(2) 契約後の積算基地の変更は行わない。

第10条 秘密保持

受注者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第11条 成果品の帰属

成果品に係る著作権は発注者に帰属するものとする。

第12条 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。